

# 青森県報

第九十号

令和元年  
十一月二十九日  
(金曜日)

## 目次

○青森県建築士法施行細則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……一

## 告示

○介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……二

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……二

○保安林の指定予定……………(林政課) ……三

○道路の区域の変更……………(道路課) ……三

○道路の供用の開始……………(同) ……四

○自動車専用道路の指定……………(同) ……四

## 人事委員会

○人事委員会規則六一一五(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則……………(職員課) ……四

○人事委員会規則一三七八(職員の勤務時間、休日及び休暇の一部を改正する規則)……………(同) ……四

## 雑報

○平成三十年度青森県新産業都市建設事業団特定事業以外の事業の決算の要領及び令和元年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算(第一号)ほか一件の要領……………(新産業都市建設事業団) ……五

## 規則

青森県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第十九号

#### 青森県建築士法施行細則の一部を改正する規則

青森県建築士法施行細則(昭和二十五年十一月青森県規則第百十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「戸籍謄本又は戸籍抄本及び法第七条第二号に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。)」を「本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類」に、「第七条第四項」を「第七条第五項」に改める。

第七条第一項中「同条第三号に掲げる場合に該当する場合」を「第二号に係る部分」に改め、同条第四項中「同項第一号」を「第一号」に、「同項第三号」を「第三号」に、「第八条の二第三号」を「第八条の二第二号」に、「又は法」を「若しくは第二項又は法」に、「取消し」を「当該二級建築士又は木造建築士(法第九条第二項の規定により免許を取り消された場合にあつては、当該二級建築士若しくは木造建築士又はこれらの法定代理人若しくは同居の親族)は、取消し」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「失踪」を「失踪」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 二級建築士若しくは木造建築士又はこれらの法定代理人若しくは同居の親族は、法第八条の二(第三号に係る部分に限る。)の規定による届出をする場合においては、届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添えて、知事に提出しなければならない。

第八条第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第十九条第一号中「第七条第三項」を「第七条第四項」に改める。

第二十条中「第九条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

築一専業士中「戸籍謄本(抄本)及び登記事項証明書」や「本籍の記載のある住民票の写し」並びに「ちよう付して」や「貼付して」並びに「ちよう付した」や「貼付した」並びに

欠格	1 後見開始又は保佐開始の審判(禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。)を受けていますか。	いる <input type="checkbox"/>	いない <input type="checkbox"/>
欠格	2 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>
欠格	3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>
欠格	4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>
欠格	5 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>

欠格	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>
欠格	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>
欠格	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>
欠格	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>
欠格	5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>

を

に改

める。

附 則

この規則は、令和元年十二月一日から施行する。

告

示

青森県告示第四百六十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和元年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	住所	指定年月日
株式会社ネクス	黒石市青山七四の三	黒石市大字牡丹平字福民西八八の一三	令和元年三月一日

青森県告示第四百六十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和元年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日

保険調剤薬局フアーマシー  
弘前店

弘前市大字富田三丁目四の七

令和  
元・三・一

青森県告示第四百六十二号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和元年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所  
下北郡風間浦村大字下風呂字甲平ノ上六の一・字甲平ノ下二の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び風間浦村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第四百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和元年十二月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	三戸南部線	前	後	前	九・六〇メートルから 二・二〇メートルまで	一〇五・〇〇メートル	
			前	後	前	九・六〇メートルから 二・三〇メートルまで	一一五・七〇メートル	
			前	後	前	一六・八〇メートルから 九・六〇メートルまで	一〇五・〇〇メートル	
			前	後	前	一一・七三メートルから 三・五〇メートルまで	一〇〇・九七メートル	
2	県道	五所川原岩木線	前	後	前	一一・七三メートルから 二・〇〇メートルまで	一〇〇・九七メートル	

青森県告示第四百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から令和元年十二月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道三戸南部線	三戸郡三戸町大字二日町四五の九から三戸郡三戸町大字六日町一の一まで	令和元・二・二

青森県告示第四百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第二項の規定により、次のとおり自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分指定するので、同条第四項前段の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和元年十二月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	指定する道路の部分	指定する期日
国道二七九号	むつ市大字田名部字上道六九の四からむつ市大字田名部字斗南岡三二の一三〇まで	令和元・二・二

人事委員会

人事委員会規則六一一五（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月二十九日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則六一一五（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則六一一五（職員の任用に関する規則）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二條」を「第二十二條の三」に改める。  
第三十八條第一項中「、非常勤の職への採用の場合を除き」を削り、「六月間」の下に「（法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（第四十條第二項において「会計年度任用職員」という。）にあつては、一月間）」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

2 会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「条件付採用期間の開始後一年」とあるのは「当該職員の任期」と、「六月間」とあるのは「一月間」と、「九十日」とあるのは「十五日」とする。

第四十一條中「任命権者は」の下に「、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において」を加え、「場合においては」を「ときは」に改める。

第四十三條第一項第一号ウ中「第七号」を「第九号」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

人事委員会規則一三二一八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月二十九日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則一三二一八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則

規則

人事委員会規則二一三―八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

第五章を次のように改める。

第五章 臨時的に任用された職員及び非常勤職員の勤務時間、休暇等

（臨時的に任用された職員及び非常勤職員の勤務時間及び休暇の基準）

第二十三条 勤務時間条例第十九条の人事委員会規則で定める基準は、勤務時間については四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内とし、休暇については勤務時間条例及び前章に規定する休暇の種類、内容、期間等の範囲内とする。

第二十四条 削除

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 雑 報

### 青森県事業団公告第六号

令和元年七月青森県新産業都市建設事業団理事会第二百二十三回定例会の議を経た平成三十年青森県新産業都市建設事業団特定事業以外の事業の決算の要領及び令和元年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算（第一号）ほか一件の要領を地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百十二条第一項及び第三百九条第三項の規定により次とおり公表する。

令和元年十一月二十九日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 三 村 申 吾

平成30年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分負担金及び金	1 負担金	6,576,000 円	6,576,000 円	6,576,000 円	0 円	0 円	0 円
2 繰越金	1 繰越金	28,376,000	28,376,740	28,376,740	0	0	740
3 諸収入	1 預金利子	0	308	308	0	0	308
歳入	合計	34,952,000	34,953,048	34,953,048	0	0	1,048

歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 事業団費	1 事業団運営費	34,952,000 円	5,079,151 円	0 円	29,872,849 円	29,872,849 円
歳出	合計	34,952,000	5,079,151	0	29,872,849	29,872,849

歳入歳出差引残額 29,873,897 円

平成30年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 事業収入	1 臨海収入	357,106,000 円	357,107,240 円	357,107,240 円	0 円	0 円	1,240 円
		356,224,000	356,224,670	356,224,670	0	0	670
	2 市川収入	882,000	882,570	882,570	0	0	570
歳入	合計	357,106,000	357,107,240	357,107,240	0	0	1,240

歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 事業支出	1 臨海事業費	357,106,000 円	356,933,000 円	0 円	173,000 円	173,000 円
		356,223,000	356,053,000	0	170,000	170,000
	2 市川事業費	883,000	880,000	0	3,000	3,000
歳出	合計	357,106,000	356,933,000	0	173,000	173,000

歳入歳出差引残額 174,240 円

令和元年度青森県新産業都市建設事業団  
一般管理会計補正予算（第1号）

令和元年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,872千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,279千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 1	千円 29,872	千円 29,873
	1 繰越金	1	29,872	29,873
歳入合計		6,407	29,872	36,279

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業団費		千円 6,407	千円 29,872	千円 36,279
	1 事業団運営費	6,407	29,872	36,279
歳出合計		6,407	29,872	36,279



令和元年度青森県新産業都市建設事業団  
一般事業会計補正予算（第1号）

令和元年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ172千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ357,110千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 356,938	千円 172	千円 357,110
	1 臨海収入	356,056	170	356,226
	2 市川収入	882	2	884
歳入合計		356,938	172	357,110

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業支出		千円 356,938	千円 172	千円 357,110
	1 臨海事業費	356,056	170	356,226
	2 市川事業費	882	2	884
歳出合計		356,938	172	357,110

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付十五円七十三銭